

日常生活用具（人工内耳用電池）費の支給

人工内耳用空気電池

人工内耳用空気電池を必要とする次のいずれかに該当する方に、購入費の支給を行います。

- ◆ 聴覚障害により身障手帳を取得し、人工内耳を装用している者
- ◆ 人工内耳用充電電池及び人工内耳用充電器を使用していない者

人工内耳用充電電池

人工内耳用充電電池を必要とする次のいずれかに該当する方に、購入費の支給を行います。

- ◆ 聴覚障害により身障手帳を取得し、人工内耳を装用している者
- ◆ 人工内耳用空気電池を使用していない者

人工内耳用充電器

人工内耳用充電器を必要とする次のいずれかに該当する方に、購入費の支給を行います。

- ◆ 聴覚障害により身障手帳を取得し、人工内耳を装用している者
- ◆ 人工内耳用充電電池を使用している者

1 人工内耳用空気電池

（１）新規申請

人工内耳用空気電池の支給を希望される方は、申請書、見積書、人工内耳装用者カードの写しを提出してください。

（見積書の作成を購入希望業者に依頼し、作成された見積書を市へ提出してください。）

通常、申請書と見積書が共に提出された月分から支給対象とします。

ただし、申請月の下旬など書類提出の時期によっては、翌月分から支給対象となることがあります。

提出月によって、最大１２ヵ月分をまとめて決定します（７月分～翌年６月分）。

品目	基準額（月額）
人工内耳用空気電池	3,000 円

※基準額を超えた分は「課税世帯・非課税世帯」に関わらず自己負担になります。

※両耳装用の場合は左右それぞれを対象とし、月額の２倍を基準額とします。

（２）継続支給

既に人工内耳用空気電池の支給決定を受けている方は、７月以降の継続支給のために申請が必要になります。毎年購入希望業者に７月分から翌年６月分までの見積書を依頼し、作成された見積書と一緒に申請書を５月末までに提出してください。毎年６月下旬以降に、継続支給にかかる通知をお送りします。

2 人工内耳用充電電池及び人工内耳用充電器

（１）新規申請

人工内耳用充電電池及び人工内耳用充電器の支給を希望される方は、申請書、見積書、カタログ、人工内耳装用者カードの写しを提出してください。

（見積書及びカタログの作成を購入希望業者に依頼し、作成された見積書及びカタログを市へ提出してください。）

品目	基準額	耐用年数
人工内耳用充電電池	20,000 円	１年
人工内耳用充電器	30,000 円	３年

※基準額を超えた分は「課税世帯・非課税世帯」に関わらず自己負担になります。

※人工内耳用充電電池については、両耳装用の場合は左右それぞれを対象とし、年額の２倍を基準額とします。

お問い合わせ（川越市役所 障害者福祉課）

☎ 福祉サービス担当	TEL	049-224-6317	（日常生活用具費支給決定に関すること）
☎ 障害給付担当	TEL	049-224-6312	（公費負担額の請求、支払に関すること）
各担当共通	FAX	049-225-3033	